

規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四三

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

第七条中「初任給調整手当又は」の下に「埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第五十一号）第一条第二号の規定による廃止前の」を、「埼玉県条例第八十八号」の下に「。以下この条において「旧病院職員給与条例」という。」を加え、「埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「、旧病院職員給与条例」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。